

岡山市立石井小学校 いじめ防止基本方針

1 いじめの定義

いじめとは、本校に在籍している児童に対して、その児童と一定の人的関係にある他の児童等（本校に在籍している、本校を卒業した など）が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、いじめを受けた児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの様態としては以下のようなものが考えられる。

- ・ 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・ 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・ 金品をたかられる
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる

2 いじめに対する本校の基本認識

いじめは、いじめの対象とされた子どもの現在及び将来の心身の健全な発達に重大な影響を及ぼす深刻な問題である。そのため、全教職員が、学校、学級内にいじめをゆるさない雰囲気を作るとともに、児童、教職員の人権感覚を高め、児童と児童、児童と教員をはじめとする校内における温かな人間関係を築くことが大切である。

本校では、以下に示した基本認識に立ち、本校の児童が安全かつ安心して学校生活を過ごす中で、自分の可能性を豊かに伸ばしていくことができるように、ここに「石井小学校いじめ防止基本方針」を策定する。

- いじめは、どの子どもにも、どの学校・学級においても起こり得るものであり、だれもが被害者または加害者になり得るものである。
- 見て見ぬふりをすることや知らん顔をすることも「傍観者」として、いじめに加担していることになる。
- いじめが生じた場合、いじめられている児童に非はない。
- いじめは、大人の目の届かないところで行われ、発見されにくいものである。
- いじめ問題について、保護者・地域そして関係機関がそれぞれの役割を果たすとともに、一体となって取り組むべき問題である。

3 いじめの防止等の対策のための組織

(1) 学校内の組織

① 生徒指導連絡会（週1回）

毎週水曜日の職員連絡会の中で、児童や学級の様子についての情報交換をすることで、全職員の共通理解を図る。

② 生徒指導委員会（月1回）

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、養護教諭、学年部代表、該当学級（学年）担任で、児童や学級の様子、早期発見や早期対応の取り組み方について話し合う。終了後、職員連絡会等の中で報告することにより、全職員での共通理解を図る。

③ いじめ防止対策委員会（学期1回）

各学年代表と関係職員、関係機関の職員も加わった合同の定例会を開催し、石井小学校のいじめ防止の取り組みについて、協議を行う。この会で話し合われた内容は、参加者が責任をもって学年に伝達するとともに、全職員が参加する場（連絡会や職員会議等）で、報告を行うことで、全職員の共通理解を図る。

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、養護教諭、各学年代表、該当学級（学年）担任等の校内メンバーと、スクールカウンセラー、いじめ専門相談員、子ども相談主事等の外部メンバーを主なメンバーとする。

※共通理解のため、第一回目は夏休みに全員参加で行う。

(2) 家庭や地域、関係機関と連携した組織

重大ないじめに関する問題が発生した場合は、その場の適切な処置をとるとともに教頭に報告する。また、状況によっては、緊急いじめ防止対策委員会を開催し、迅速な対応を行う。教頭は、校長に報告し、校長の指示に

より迅速に支援体制をつくり、対処する。緊急いじめ防止対策委員は、校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、養護教諭、各学年代表、該当学級（学年）担任、スクールカウンセラー、いじめ専門相談員、PTA会長、連合町内会長、子ども相談主事を主なメンバーとする。

4 いじめの未然防止のための取組（起こさない取組）

(1) いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。

① 所信表明

学級開きの時に、「いじめは絶対に許されない行為であること」「いかなる理由があろうとも、人をいじめてはならないこと」「いじめられた人を先生は絶対に守ること」「いじめがなくなるまで、問題と向き合うこと」「石井小学校の先生はみんな同じ気持ちであるということ」を、教師は毅然と宣言する。

② 全員遊びの時間

クラスで全員遊び等を行うよう計画し、児童の人間関係づくりに努める。

(2) 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。

① 児童一人一人の自分の目標やがんばりの表明

校舎内に、児童一人一人の目標やがんばりの様子、振り返りなどを掲示する場所を設置し、学校生活の中での児童の取組の様子（学級での係活動やクラブ、委員会など）が見えるようにする。

② 特別支援教育の視点・手法を生かした授業・学級経営

学校生活の中で、児童への言葉かけをする際、しかる、注意するといった言葉やできたことだけを評価するのではなく、児童のがんばったこと、がんばろうとしたこと等、児童の良い所を見つけてほめる言葉や肯定する言葉をかけるようにする。

③ 道徳教育の充実

児童に豊かな心を培うために、全ての教育活動を通じた道徳教育と体験活動の充実を図る。また、「道徳」の授業を学校行事や他教科とも関連付けて行っていく中で、児童が学校生活の中で生きる道徳的実践力を身につけていくことができるような取組を行っていく。

(3) 安心して学校生活を過ごせるように、児童や学級の様子の把握に努める。

① ASSESS やスタートアンケートの実施（各学期）

各学期のスタート週に、記名式で学期スタートアンケートを、各学期にASSESSを実施する。これらのアンケートにより、学期始めの児童の気持ちやクラスへの思い、所属感等の学級や児童の様子について把握し、個別相談、学級指導等で対応していくようにする。

② ふれあい相談週間の実施（年2回）

児童一人ひとりと教育相談を行い、学校生活などについての児童の気持ちの理解に努める。相談の内容によっては、養護教諭、スクールカウンセラーなどとも情報共有し、継続的な支援を行っていくようにする。

5 いじめの早期発見のための取組

① 日常の児童観察や記録

担任・同学年・専科・養護教諭をはじめ、児童に関わる全教職員で、様子をしっかりと把握する。気になる情報は生徒指導委員会に報告することで、共有するとともに記録を残しておく。

② ふれあい週間での児童との個別相談（5月・11月実施）

年2回設定されているふれあい週間で、児童と個別に話すことにより、児童の悩みや不安に対応できるようにする。事前に「いじめに関するアンケート」を実施することで、本人から情報がない場合にも対応できるように、クラス全体の情報を把握する。

③ いじめに関するアンケート（5月・11月・12月実施）

ふれあい週間・人権週間と連動して、実施する。

④ 生徒指導上の問題の情報共有

クラス、学年の問題を迅速に学校全体で情報共有するために、校内ネットワークを生かした報告体制を整える。生徒指導主事は、報告内容を確認するとともに、その内容に応じて、個別の聞き取り、管理職への報告、ケース会の開催など必要な対応をとる。

また、報告された内容については、生徒指導連絡会等を利用して、全体へ伝達して情報共有することで、全児童を全職員で見守っていく体制を整える。

6 早期解決に向けての取組 (起こったときの対応)

○危機管理の「さしすせそ」を意識して対応する。

| |
|---|
| さいあく (最悪を考えて) しんちょう (慎重に) すばやく (素早く) せいいい (誠意をもって) そしき (組織で) を大切に |
|---|

- ① 素早い対応
問題が生じたとき (疑われる場合を含む)、双方から話を聞いて正しく事実把握をする。その後、速やかに関係者で集まり、対応策を検討する (当日・または翌日…24時間以内)。それにより、電話や訪問で、問題の詳細・対応策を家庭に連絡する。
- ② 具体的な対応
対応策は具体的に示す。「しばらく様子を見る」という対応はしない。
- ③ 継続的な対応
問題は、解決したと考えられるまで、第2・第3の手だてを取る等、継続的に粘り強く取り組む。1週間・1か月後の様子を必ず保護者に連絡する。
- ④ 保護者への対応
保護者が来校して話をする場合、担任に加えて、同学年担任・生徒指導主事・管理職等必ず複数で対応することにより、学校全体で問題に取り組めるようにする。
- ⑤ 外部との連携
場合により、子ども総合相談所・教育委員会・カウンセラー・医療機関・警察などと連携をとりながら解決を目指す。
- ⑥ その他
問題の所在や対応策等は職員連絡会等で全教職員に示す。全教職員は、該当学級 (学年) を支えるよう努力する。

7 重大事態への対処

(1) 重大事態の定義

- ① いじめにより本校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき。
- ② いじめにより本校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席する (年間30日を目安とし、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合も含む) ことを余儀なくされている疑いがあると認められるとき。
- ③ 児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき。

(2) 重大事態への対処

- ① 重大事態が発生した旨を、教育委員会指導課に速やかに報告する。
- ② 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ③ 事実関係を明確にするためのアンケート調査、聞き取り調査などを実施するとともに、指導課や福祉事務所、子ども総合相談所、西警察署などとの連携を適切にとる。
- ④ 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係やその他必要な情報を適切に提供する。

(令和5年3月 一部改訂)